

第31回 安来市農業委員会総会議事録

令和8年1月21日（水） 安来市伯太庁舎201会議室

1. 出席委員

| | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1番 岩崎 金己君 | 2番 添田 俊之君 | 3番 新田 徹君 | 4番 横山 芳明君 |
| 5番 永塚 知芳君 | 6番 足立 仁行君 | 7番 北中 宏一君 | 8番 木戸 芳己君 |
| 9番 武上 隆雄君 | 10番 仲佐 久子君 | 11番 北川 正幸君 | 12番 新田 里恵君 |
| 13番 塩見 秀雄君 | 14番 渡邊 克実君 | 15番 佐々木吉茂君 | 17番 吉村 正君 |
| 18番 齋藤 哲君 | 19番 渡辺 和則君 | | |

2. 欠席委員 なし

3. 出席者

農業委員会事務局

事務局長 光嶋 宏政君 係長 遠藤 和喜君 主任 越野 綾香君

安来市農林振興課

係長 吉木 武君 主任 日向 直之君

4. 議事案件

| | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議第126号 農地法第3条の規定による許可について |
| 日程第 4 | 議第127号 農地法第5条の規定による許可について |
| 日程第 5 | 報第129号 農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出の受理について |
| 日程第 6 | 議第128号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について |
| 日程第 7 | 議第129号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見について |
| 日程第 8 | 報第130号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について |
| 日程第 9 | 報第131号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について |
| 日程第 10 | 報第132号 土地改良区からの地目変更届出の通知について |
| 日程第 11 | 議第130号 所有者を確知できない農地の告示について |

5. 議事

○午後2時00分 開会

議長：齋藤 哲君

それでは、定足数に達しましたので、これより第31回安来市農業委員会の総会を開会します。

○日程第1

議長：齋藤 哲君

日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 14番 渡邊委員、15番 佐々木委員 を指名いたします。

○日程第2

議長：齋藤 哲君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今総会は本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声多数】

議長：齋藤 哲君

ご異議なしと認めます。よって総会は本日1日と決定いたしました。

○日程第3

議長：齋藤 哲君

日程第3 議第126号 農地法第3条の規定による許可について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第126号についてご説明いたします。2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行令第1条の規定により申請がありましたので審議を求めるものです。3ページから4ページに案件を掲載していますのでご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は4件で、所有権移転が4件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100m以内、農機具はトラクター2台、田植機2台、コンバイン1台、乾燥機1台、籾摺機1台を所有しています。労働力は、本人、妻、子の3名となります。この農地の対価は、■■です。

2番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約5km、農機具は耕運機2台、軽トラック3台を所有しています。譲受人は農地法第2条第3項各号に規定する農地所有適格法人で、農地法第3条第2項第2号の要件も満たしています。この農地の対価は、■■です。

3番は、生前贈与による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約1km、農機具は耕運機1台を所有しています。労働力は本人、父の2名となります。この農地の対価は、■■です。

4番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約700m、農機具は田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台を所有しています。労働力は本人、妻の2名となります。この農地の対価は、■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番の案件について 13番 塩見委員 お願いします。

13番：塩見 秀雄君

13番 塩見です。1番案件について説明をしたいと思います。この譲渡人と譲受人の関係ですけども、家が隣同士という場所であります。譲渡人は10年くらい前から県外に出られており、今は空き家の状態になっています。今回のこの申請地は、譲受人の家の周辺にある農地であり、譲渡人の要望により今回この農地を受けることになりました。周辺の農地に影響はないと考えますので、委員の皆様方のご審議よろしくをお願いします。

議長：齋藤 哲君

2番の案件について 9番 武上委員 お願いします。

9番：武上 隆雄君

9番 武上です。2番案件について説明をいたします。譲渡人は91歳ということで高齢でございます。管理困難であります。また、譲受人はイチゴ、メロン、ブドウ等を意欲的に農業経営を行っています。このことで周辺農地に影響を与えることは無いと思います。委員の皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

3番の案件について 6番 足立委員 お願いします。

6番：足立 仁行君

6番 足立です。3番案件について説明いたします。先ほど事務局の説明にもありましたが、親子間の贈与になりまして、畑、田んぼ合計で4筆ですけども、すでに息子さんが引き継いでやっておられまして、そのままの形で贈与されるということになりました。以上です。

議長：齋藤 哲君

4番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番：渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。4番案件についてご説明いたします。この申請地は譲渡人が耕作が不便ということで、申請地の隣接農家であります譲受人に無償で所有権移転するものでございます。従いまして、周辺農地への影響等はないものと考えます。委員の皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので、一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので一括して採決します。1番から4番の案件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、1番から4番の案件について、許可することで決定しました。

○日程第4

議長：齋藤 哲君

日程第4 議第127号 農地法第5条の規定による許可について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第127号についてご説明いたします。5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第5条第3項において準用する農地法第4条第2項規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。6ページに案件の内容、7ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、公共農業投資の対象農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。転用の目的は住宅の建設で、権利の種類は使用貸借権の設定です。本件は、譲受人が家族でアパートに居住していますが、子どもが大きくなり手狭になったため住宅の建設を計画し、育児において両親の支援を受けられること、将来の親の介護も考え実家の近隣で土地を探していました。周辺に農地以外の適地がないことから、やむを得ず転用するものです。本件の農地は実家に近く、実家のある集落に接続しております。これは農地法施行規則第33条第4項「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えております。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番：渡邊 克実君

【位置図により場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を 1班 10番 仲佐委員 お願いします。

10番：仲佐 久子君

10番 仲佐久子です。今月の調査班は1班が担当です。1月20日火曜日、午後1時30分から伯太庁舎、農業委員会事務局会議室において、足立班長、岩崎委員、北中委員、塩見委員と仲佐の5名と事務局から光嶋事務局長、遠藤係長同席のもとで行いました。遠藤係長から現地調査案件1件の概要説明を受け、現地に出向き調査を行いましたのでご報告いたします。

議案第127号、1番案件の説明をさせていただきます。7ページの申請位置図をご覧ください。申請地は■■■と■■■の2筆であり、隣接しています。地目は畑で、面積はそれぞれ132㎡と200㎡、合計332㎡です。現地におきまして地元委員の齋藤会長から申請位置、申請目的について概要の説明を受け調査を行いました。転用目的は譲受人の分家住宅で、権利の設定については、現在安来市内のアパートに住んでおられますが、子どもの養育のためと将来の親の介護のため、実家の近くに分家住宅を建設するという理由です。申請地は土羽で固め、用排水の処理方法の污水については公共下水道に排水し、雨水については申請地東側の既設道路側溝に排水する考えです。以上のことから調査班といたしましては許可妥当と判断させていただきました。委員の皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件については許可することで決定されました。

○日程第5

議長：齋藤 哲君

日程第5 報第129号 農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出の受理について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第129号についてご説明させていただきます。8ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行令第10条第1項の規定による市街化区域内における転用の届出を受理しましたので報告するものです。9ページに案件の内容、10ページに届出位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、転用の目的は事務所の建築です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 8番 木戸委員 お願いします。

8番：木戸 芳己君

【位置図により場所説明】

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第6

議長：齋藤 哲君

日程第6 議第128号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第128号についてご説明いたします。11ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により意見照会がありましたので、審議を求めます。計画につきましては、14ページ下段の表の「利用集積等促進計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権15件、面積2万6千204㎡、使用貸借権7件、面積7千414㎡、全体で22件、総面積が3万3千618㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課主任：日向 直之君

議第128号についてご説明いたします。詳細は15ページから17ページまでです。今月の農用地利用集積等促進計画は、すべてしまね農業振興公社を通じた利用権設定です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長：齋藤 哲君

只今、説明がありました。質問や意見のある方はご発言をお願いします。

【発言なし】

議長：齋藤 哲君

意見がないようですので、本件について「意見なし」で回答することについて、賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件については「意見なし」で市長に回答することで決定しました。

○日程第7

議長：齋藤 哲君

日程第7 議第129号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第129号についてご説明させていただきます。18ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり照会がありましたので審議を求めるものです。変更する計画につきましては、19ページから52ページをご覧ください。詳細については農林振興課より説明を行います。この変更箇所につきましては昨年12月19日に農地対策委員会で現地調査を行っております。こちらも後ほど意見案を含めて報告をしていただきます。以上です。

農林振興課係長：吉木 武君

農林振興課の吉木です。よろしくお願いたします。今回の農業振興地域整備計画の変更につきましては、農用地区域からの除外が3件、未編入農用地の編入が6件の合計9件となります。除外予定面積は、1,761.59㎡、農家住宅1件、その他駐車場が2件となります。編入予定の面積は10,591㎡、未編入農用地の中山間地域等直接支払制度の協定への編入が6件となります。資料の21ページに全体面積、22ページから23ページに変更理由別面積を掲載しております。当該地の土地調書は27ページから28ページ、広域の位置図を29ページに掲載しております。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

整理番号1番、今津町の駐車場、面積1,001㎡の案件について、資料は30ページから32ページでございます。申出者は従業員37名を雇用する、コンクリートブロック製品、生コンの製造販売を行う企業であります。従業員の増によって既設の駐車場では不足を生じるということで、申出地を27台分の駐車場として整備し、申出地の西側の既設駐車場10台分と合わせて37台分の職員駐車場を整備するという計画でございます。申出地の西側、北側は事業者の用地として使用しております、東側、南側につきましては農地の広がりがありますが、一団の農地の角にあたるということで、農地の集団化や農作業の効率化等への影響はないものと考えております。

続きまして整理番号2番、切川町の農家住宅、面積569.59㎡でございます。資料は33ページから36ページに掲載しております。申出者は市内アパートに妻と2人で住んでおられましたが、この度、第一子、第二子の双子が誕生し現在のアパートでは手狭になったこと、子どもの養育や将来の親の介護、また、現在実家の農業を手伝っておられるため将来的には農業の跡継ぎということで、実家敷地周辺で農家住宅の建築を計画されたものであります。周辺に利用可能な宅地等もなく、子の急病時などを勘案しまして、やむなく実家近くの農地である申出地を選定されたところでございます。2筆にわたる住宅建築

となりますが、北側の農地につきましては合計面積が304㎡ありますが、153.59㎡を分筆除外、残りの150.41㎡は引き続き農地として耕作を継続される予定でございます。当該地の北側および東西に農地の広がりがありますが、南側の住宅地に連たんしておりまして、農地の集団化や農作業の効率化等への影響はないと考えております。

続きまして整理番号3番、広瀬町石原の駐車場、面積191㎡の案件につきましては、資料を37ページから39ページに掲載しております。申出者は自宅近隣で耕作される農家で、常々来客時の駐車場に不足しておりましたが、世帯の自動車数も増え、駐車スペースに不足を生じたというところで、車庫および進入路の整備を計画されたところでございます。申出地は住宅地内にありまして、農地の集団化や農作業の効率化等への影響はないものと考えております。

続きまして整理番号の4番から7番、伯太町安田関の編入、面積は8,935㎡でございます。資料は40ページから47ページに掲載しております。将来にわたって農地利用をして、中山間直接支払の協定農用地とするため、未編入農用地をこの度編入するものであります。

続きまして整理番号の8番と9番、こちらは伯太町西母里で面積は1,656㎡です。資料は48ページから52ページに掲載しております。先程の安田関の編入と同様に、中山間直接支払の協定農用地とするため、未編入農用地を編入するものでございます。以上、3件の除外と6件の編入についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

農地対策委員会の報告を、7番 北中委員長 お願いします。

7番：北中 宏一君

7番 北中です。昨年の12月19日に農地対策委員会を開催し、現地調査を行いました。今回の計画変更に対しては、意見なしという結論になりましたのでご報告します。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長：齋藤 哲君

只今、報告がありました。この件について、質問、意見のある方は発言をお願いします。

【発言なし】

議長：齋藤 哲君

意見がないようですので、本件について「意見なし」で回答することについて、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件については「意見なし」で市長に回答することで決定しました。

○日程第8

議長：齋藤 哲君

日程第8 報第130号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第130号についてご説明いたします。53ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3の規定による届出を受理しましたので報告するものです。54ページから58ページ

に届出内容を書せていますのでご覧ください。今月の届出については7件で、相続が7件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第9

議長：齋藤 哲君

日程第9 報第131号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第131号についてご説明いたします。59ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたので報告するものです。60ページから62ページに案件を掲載していますのでご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については4件で、農業経営基盤強化促進法による貸借の解約4件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第10

議長：齋藤 哲君

日程第10 報第132号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第132号についてご説明いたします。63ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。64ページをご覧ください。今月の通知は4件で、すべて畑に地目変更です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第11

議長：齋藤 哲君

日程第11 議第130号 所有者を確知できない農地の告示について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第130号についてご説明いたします。65ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく告示について審議をを求めるものです。66ページから73ページに告示（案）を掲載しておりますのでご覧ください。この告示につきましては、農地の所有者ごとに行いますので、4件の告示となっております。参考といたしまして、それぞれ所有者ごとの位置図を別紙資料1として本日お配りしておりますので、あわせてご覧ください。

今回の対象農地は、すべて農地法第33条第1項「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当します。これらの農地はこれまで農地中間管理事業による利用権設定が行われ、「農事組合法人 のきの郷」が耕作を行ってきたもので

すが、所有者が亡くなれば相続人が判明しなかったことから、中間管理機構より所有者が確知できない農地である旨の通知があり、相続人を探索しました。しかしながら、法令で定める範囲内の探索では所有者等が判明しませんでしたので、この告示により所有者等に対して申し出をするよう、その方法と期間を公示するものです。

なお、この告示が行われた後2か月以内に所有者等からの申し出がなかった場合は、農地法第41条に基づき農地中間管理機構に通知します。その後、農地中間管理機構が県知事の裁定を受けることにより、耕作者は機構を通じて利用権設定を受け、所有者不明農地でも耕作ができるようになります。この利用権設定にあたっては、所有者が不明で、機構が借地料を国に供託する必要があることから、使用貸借は認められず賃貸借契約となります。借地料を国に供託することにより、所有者に支払いをしたことと取り扱われます。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。この案件について提出原案のとおり告示することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、提出原案のとおり所有者を確知できない農地を告示することで決定しました。本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第31回安来市農業委員会 総会を閉会します。

○午後2時54分 閉会